

参議院大蔵委員会會議録第六十五号

昭和二十七年六月十一日(水曜日)午後
一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
野澤 勝君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
溝淵 春次君
小林 政夫君
小宮山 常吉君
田村 文吉君
森 八三三君
大野 幸一君
下條 恭兵君
油井 賢太郎君
木村 福八郎君

政府委員

中央更生保護委
員会事務局長

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官
房文書課長

大蔵省主計局長

大蔵省主計
局法規課長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長

大蔵省銀行局長

大蔵省銀行
局総務課長

齋藤 三郎君

森永貞一郎君

村上 一君

河野 一之君

佐藤 一郎君

平田 敬一郎君

河野 通一君

福田 久男君

事務局側

大蔵省理 酒井 俊彦君
財局次長 正示啓次郎君
国税庁次長 池田 直君
會計検査院 直君
事務局長 池田 直君

参考人

常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
日本開港 中山 素平君
銀行理事 中山 素平君

本日の會議に付した事件

○小委員長の報告

○宗教教化教材機具の物品税免除に關する請願(第二七三號)

○労働用加配酒存続に關する請願(第一六九〇號)

○労働用特価酒存続に關する請願(第一八八七號)(第二〇〇四號)

○労働用加配酒存続に關する請願(第二五九二號)

○銀行従業員給與に對する大蔵省の干渉、統制排除の請願(第一七一九號)(第一九一一號)

○在外資産の調査に關する請願(第一八四八號)

○農業協同組合に對する課税減免の請願(第一九一八號)

○文化財保護法による指定国宝等の物品税廃止に關する請願(第一九三九號)

号)

○總物消費税廃止に伴う特別措置の請願(第二三四二號)

○石炭手当に對する所得税免除の陳情(第一〇九五號)

○日本開港銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案その他機構改革に關する件

○大蔵と税法の關係に關する件

○委員長(平沼彌太郎君) 第六十四回の大蔵委員會を開会いたしました。

○先ず請願及び陳情に關する小委員長より、請願及び陳情の審査経過並びに結果に對して御報告を聞くことにいたします。

○野澤勝君 請願及び陳情につきましまして、小委員會に對する審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○六月五日、第三回的小委員會を開きまして、紹介議員より趣旨の説明を受け、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。慎重に審議をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

○請願第二百七十三號は、宗教法人の使用する宗教教化教材機具の物品税を免除せられたいとの趣旨であり、請願第二百九十九號、第二百九十八號、第二百九十七號、第二百九十六號、第二百九十五號、第二百九十四號、第二百九十三號、第二百九十二號、第二百九十一號、第二百九十號、第二百八十九號、第二百八十八號、第二百八十七號、第二百八十六號、第二百八十五號、第二百八十四號、第二百八十三號、第二百八十二號、第二百八十一號、第二百八十號、第二百七十九號、第二百七十八號、第二百七十七號、第二百七十六號、第二百七十五號、第二百七十四號、第二百七十三號、第二百七十二號、第二百七十一號、第二百七十號、第二百六十九號、第二百六十八號、第二百六十七號、第二百六十六號、第二百六十五號、第二百六十四號、第二百六十三號、第二百六十二號、第二百六十一號、第二百六十號、第二百五十九號、第二百五十八號、第二百五十七號、第二百五十六號、第二百五十五號、第二百五十四號、第二百五十三號、第二百五十二號、第二百五十一號、第二百五十號、第二百四十九號、第二百四十八號、第二百四十七號、第二百四十六號、第二百四十五號、第二百四十四號、第二百四十三號、第二百四十二號、第二百四十一號、第二百四十號、第二百三十九號、第二百三十八號、第二百三十七號、第二百三十六號、第二百三十五號、第二百三十四號、第二百三十三號、第二百三十二號、第二百三十一號、第二百三十號、第二百二十九號、第二百二十八號、第二百二十七號、第二百二十六號、第二百二十五號、第二百二十四號、第二百二十三號、第二百二十二號、第二百二十一號、第二百二十號、第二百一十九號、第二百一十八號、第二百一十七號、第二百一十六號、第二百一十五號、第二百一十四號、第二百一十三號、第二百一十二號、第二百一十一號、第二百一十號、第二百九號、第二百八號、第二百七號、第二百六號、第二百五號、第二百四號、第二百三號、第二百二號、第二百一號、第二十號、第十九號、第十八號、第十七號、第十六號、第十五號、第十四號、第十三號、第十二號、第十一號、第十號、第九號、第八號、第七號、第六號、第五號、第四號、第三號、第二號、第一號、

は、銀行従業員給與に對し、大蔵省が干渉、統制しているのは不当であるから、これらの排除方を請願せられたいとの趣旨であります。請願第二百八十八號は、在外資産が価値不明のまま賠償に充てられることは、関係者の忍びがたいところであり、連合国との賠償交渉の際にも、詳細な資料が必要であるから、政府は在外資産の調査をこの際行われないとの趣旨であり、請願第二百九十八號は、社会的性格と組織上の特質を有する農業協同組合に對し、法人税を軽減せられたいとの趣旨であります。請願第二百九十九號は、文化財保護法の精神に則つて指定国宝等の物品税を免除せられたいとの趣旨であり、請願第二百九十九號は、物品消費税廃止により、生産業者並びに販売業者が不当に損害を受けたから、その補償をせられたいとの趣旨であります。以上各件はいずれもその趣旨は妥当と考えられますので、いずれも採択すべきものと決定いたしました次第であります。

○陳情第二百九十五號は、北海道における公務員の石炭手当に對する所得税の免除又は控除の制度を設けられたいとの趣旨であり、その趣旨は妥当と考えられますので、採択すべきものと決定いたしました。以上であります。慎重に審議よろしく御採択お願いいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今報告のありました請願及び陳情につきましまして、その報告の通り決定いたしましたことにいたしました。御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。よつて小委員長の報告の通り決定いたしました。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。

○小林政夫君 會計検査院にお尋ねしますが、この提案されておる開港銀行法の第三十九條によつて、開港銀行自体並びに開港銀行が業務の委託をした銀行その他の金融機関に對して、會計検査院は検査ができるということになつておるのですが、この趣旨によつて會計検査院としては、どの程度まで検査がやられるのか。特に不良貸出等について今問題が起つてゐるのは、復金の引継、復金の融資を引継いだものについて消却をやつておる、こういうものについて、消却等の場合にどの程度の検査をされるのか。融資先まで行つて、その金などのように使われておるかというふうなことで、場合によつては検査をされるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○会計検査院事務総長(池田直君) お答えいたします。先ず御質問の第一点の日本開発銀行法の第三十九條に規定いたしております会計検査院の検査の権限の關係、これの検査の実施の状況につきまして御説明いたします。開発銀行法の三十九條に規定いたしております開発銀行からその業務の委託を受けております銀行につきましては、会計検査院としましては検査はできるものではありませんが、現在は業務を委託しております關係につきましましては、支所等の關係で興業銀行などが業務の委託を受けてましてやつていた關係があつたかと思ひますが、その關係は検査いたしております。併しほかの關係で委託を受けております關係のものには小さいところまではまだ行つておりません。併し業務の委託を受けてやつております以上は、できるだけ検査を徹底させたい方針であります。それから御質問の第二点の復興金融金庫が融資いたしました關係、その融資先の検査の権限或いは検査の実施の状況等について御質問ありました。先ず融資先の会計検査院の検査の権限につきましてお答えいたしたいと思います。会計検査院は国が実施いたしております方針、ここで申し上げますと、前の復興金融金庫なり或いは日本開発銀行、これの会計は勿論政府の會計と同じように検査ができることに会計検査院法の二十二條なり或いは二十三條の規定によつてできることになつております。併し復興金融金庫なり或いは開発銀行が融資をいたしました業者、会社の會計につきましては、直接には会計検査院はその會計の検査権限

はございません。ただ實際上の問題といたしまして、どういたしましても相手の融資先のいゝな施設なり、いろいろな關係につきまして直接いたさなければいけないような場合には、これは納得せず、例えば官庁で申しましたらできるだけ金融金庫關係の監督官庁であります大蔵省、それから貸付をいたしております、融資をいたしております金庫、それから融資を受けております業者、こうした關係者の十二分な納得がなければ検査、事実上検査という言葉は甚だ使いたくないのでございますが、事実上施設等につきましても見ないということにいたしております。と申しますのは、会計検査院といたしましては、検査の権限の實施を円滑に運行するためにはやはり権限を越えまして検査はこれは最も厳に慎むべきものと存じますが、成るだけ實際の融資先の帳簿その他につきましましては見ないことにいたしております。事実見えておりません。融資先の検査の關係はそんな状況であります。従ひまして、私もといたしましては、復興金融金庫なり、或いは開発銀行の融資のことにつきましては、融資をいたします金庫の、或いは銀行の調査いたしております關係書類、融資決定いたしました決議の書類とかその他融資先の業者の資産關係、その他の調査書類或いは抵当權設定等に関する手続その他の關係、適正にやつていくかどうか、早くそうした手続等も手際よくやれたのにやつていくかどうか、そうした關係はあらゆる資料を拜見しまして、或いは資料が

ないのは金庫なり銀行なりに送りまして、整えてもらつて、融資が適正であつたかどうかということにつきまして検査が徹底するようにいたしております。融資後につきましては管理の点につきまして、或いは回収の点につきまして條件通り管理いたしているか、或いは回収いたしているかにつきましては、現在の私どもの職員配置その他の關係で、できるだけのことは厳正に、適正に検査をいたしているつもりであります。そういうふうな關係であります。尋ねのいゝな關係の融資先の直接の事業内容なり或いは帳簿等につきましては検査はいたしております。○木村禮八郎君 そうしますと、復金及び日本開発銀行で只今消却をしているのでありますが、大体合計九億一千六百万円です。こういう消却を行なつたとき、これは一応損金として落すという建前であるわけですから、勿論これが全部損になるというわけではないう。今後回収できる分は今後又回収して行くと思ふのです。一応損金としてこういうふうな処理されている。消却になつた、これが果して適當であるかというところをこれは検査する場合、これは例えば復金なり開発銀行に依頼したのではこれは適正であるかどうかかわからないと思う。やはり会計検査院にそういう権限があるということが今判明したわけですから、こういうものについては適否を調査されたのかどうか、その点を伺いたい。

○会計検査院事務総長(池田直君) 只今お尋ねのありました復興金融金庫なり或いは日本開発銀行におきます貸付金につきまして消却いたしました關係の検査につきましてあります。消却を受けました借受人、債務者、これの帳簿その他の關係につきましては先ほどお答えいたしましたように、検査の権限がありませんので、直接債務者につきましては、検査いたしております。併し、復興金融金庫につきましては、その消却關係が適當であつたかどうかにつきましては検査はいたしております。ただ今お話の通り、相当金額の消却があります。検査いたしました範囲はまたその一部分でありまして、現在又これから検査未済の部分につきましては十二分に検査をいたす方針であります。今までもお話の通りに直接貸付先につきまして、債務者の帳簿等は現地にやつて見なければ果してその消却が適正であつたかどうかというところの判定が至難ではないかという御疑念のように承りました。或いはそうした御疑念が御ありなもので無理からん点もあるかと思ひますが、私のほうとしてはそこまで見る権限がありませんので、復興金融金庫なり日本開発銀行の持つておられます帳簿書類、その他の關係から果してこれが消却が適正であつたかどうかについて十二分に検討して判断を下すという以外に、現在の権限では止むを得ないと考へております。只今検査を済ましたのは、まだ極く小金額ではありますが、いろいろな観点から調査いたしました結果、まあ止むを得んのかやないか。併し私もといたしましては消却はいたされまして立ちどころに債権を放棄すべきではありませんので、その点につきましては十二分に注意して頂くよ

うに、一応帳簿上は企業會計の經理の原理なり、いゝな点から損金処分は一応いたされたことはこれは止むを得ませんといたしまして、債権の確保につきましては、今後とも普通の消却処分にならない融資の分と同様に飽くまで債権の回収に全力を盡されるように御注意申上げていよう次第であります。○木村禮八郎君 その消却件数は大体六百件になつていそうですね。只今一部と言いますけれども、どの程度なんですか。○会計検査院事務総長(池田直君) この点につきましては、甚だ検査が進んでない点は遺憾に存じますが、一億余りの点につきましては大体済んでおります。これは金額であります。件数はちよつと私頭にありませんが、大体金額にして一億余りの金額につきましては、十二分に検討いたしました。ですが、これは一応そうした部内的な整理をされることも止むを得ないのじやないかと考へております。併し飽くまでこれは債権の回収に努力されることになつておりますので、私のほうといたしましては特別に検討はいたしていません。○木村禮八郎君 直接事業上について検査できないということになると、こういう消却が起つた場合、今度この開発銀行はこの法律が通りますと、それから更に将来見返資金の分ですね、これを受継ぎますと、非常に大きな規模の融資を受持つことになるのです。大体一千億以上、千五百十二億ですか、そこでこれは私こんなにつつこく聞いているのは、非常に大きな融資

先になるものであり、そこでこの回収と
いうことは大きな問題です。勿論回収
に焦つて、日本の経済復興を、角を矯
めて牛を殺すようなことは避けなけれ
ばなりません。でも、非常に、非常
に大きいのですから……、従つて弊害
が生ずる公算も大きいわけですね。検
査もよほどしつかりしていませんと行
渡らぬのです。で、何とかこれは、
必要ある場合です、例えばこういう損
金になるような場合、これはまあ国民
の税を以て出資してそういうことにな
ると、国民に対して非常に相済まんわ
けですから、そういう場合には事業場
についても、会計検査院がこれは濫用
しちやいかんと思ひますけれども、検
査し得るという権能を持つていない
と、どうも私は徹底しないのじやない
かと思ふのです。当事者にそれを聞い
ても当事者のほうから、それは疑わ
けじやありませんけれども、当事者は
適正と思つて消却するでしょう。又こ
れが損金になるというのを結論を出
すでしょうけれども、やはり第三者と
しては事業場にまで行つて直接これを
検査できないれば権威のある検査にな
らないのじやないかと思ふのですが、
その点どうなんですか。

○会計検査院事務総長(池田直君) 只
今の御意見御尤もな御意見でございま
して、検査を徹底する観点から見ます
と、必要に応じて貸付先の帳簿その他
の關係につきましても検査の権限を
持つべきであると思ひますが、ただこ
れは会計検査の権能を持つべきである
と思ひますが、ただこれは会計検査院
の検査の権限全体のことによつて關連し
ますのでありますが、今検査院が直

接業者に、或いは民間のその他の關係
につきましても、帳簿その他のことを検
査できる關係のものは、民法の二十二
條、二十三條その他ほかの法律に規定
してあるのがありますわけでありま
す、前の旧民法時代よりも随分会計検
査院の権限は拡張はいたされてありま
す、併し検査の徹底という観点から、
この今與えられてゐる権限で十分かど
うかという点から申しますと、これ
はいろんな角度から検討されなければ
いけない問題でありまして、検査の徹
底という点だけから申しますれば、こ
れは不十分だといふ結論に到達するだ
らうと思ひます。ただ國家のいんな
機關その他の建前、又会計検査院の検
査の権限の拡張に鑑みまして、いろいろ
の影響が各分野に亘つて起つて參る
と思ひますが、或いは予算の關係、人
員の關係、私の役所といたしまして
も、又相手の官庁なり或いは民間の關
係なりにつきまして、複雑なる影響が
及ぼされることだらうと思ひます。そ
うした關係からこの復興金融庫なり
或いは日本開發銀行の融資先の検査の
権限も同時にこれは検討するべき問題
と存じます。御意見はまあ検査の
徹底という観点からは御意見は御尤も
と存じますけれども、今すぐそうした
關係の権限を民法を改正して持たすべ
きではないかといふことは、いろ／＼
慎重に考究しなければいけない問題で
はないかと、こういうふうに考える次
第であります。

○木村龍八郎君 我々これまで、この
消却について、これが適正かどうかと
いふふうに判定する場合、何を信頼し
て判定していいのかわからないわけな

んです。そこで実は具体的に個々の会
社の消却の對象となつた会社を示して
もらつて、それで我々が判断する、こ
ういふことよりほかにないじやないかと
考えたのですが、併しそれにもいろいろ
の他面において悪い影響もあるよう
でありますので、我々も無理に又これを
公開することもどうかと思ふ。そこで
我々としては若し会計検査院が事業場
についてまではつきりと検査ができ
て、そしてこれならば決して不当な
ものでないと、こういうふうに判定さ
れて、それでどういふ消却といふもの
が行われたらというならば、我々も會計
検査院を信頼する。それ以上我々も素
人ですから、そんなに飽くまで疑つ
て、それでこれが適当じやないといふ
ことをいつまでも追究することは、こ
れはもう意味をなさないのである、こ
れがそれで一応會計検査院のかたに聞
いて我々これならば國民に対して納得
ができると、こういう結論を得たいと
思つております。ところが只今のお話
ですと、大体一億程度の検査をしてま
だ残りについてはされてない、こ
ういふのは折角我々信頼して、それで
は大丈夫だらうと思つたのですけれど
も、どうも納得が行かない。一体、我
々はどうしてこれが適正であつたかと
いふことを判定していいかに迷うので
す。実は今度はこの開發銀行の總裁は
國會の承認を得ない、必要でないこと
になつてゐるのです。御承知のよう
に、一体そういう場合に誰が責任を負うの
か、責任の帰屬もしません。そこで開
發銀行の人に伺いたいのだが、これは
會計検査院のほうの検査も大体全部そ
の検査を受け、そこで承認されたよう

に我々聞いておつたのです。ところが
今お話を伺いますと、そうでない、そ
れから事業場についても會計検査院が
直接検査する権能がないと、こういう
ことになりまして、嚴密に言つて適正
な検査といふものは行われてない、こ
ういふふうには我々は思つてない。そ
れだから不正である、不正がある、と
いふ意味ではないのですよ、建前とし
て今後やはりどうして判定して行なつ
ていいかに迷うわけなんです。開發
銀行としてはその点前にいふ／＼答弁
がありました、どういふふうにお考
えになつておられますか。

○参考人(中山平君) 私はこの前申
上げました開發銀行なり、復金の消却
が、大藏省の銀行局の検査をされて、
その上に會計検査院のほうでも検査さ
れるといふことを申上げたのでありま
すが、これは今事務総長のお話でござ
いますけれども、全部は済んでない、と
いふお話でございますけれども、私ど
もその検査院のほうのお仕事の内容は
存じませんから、どの程度おやりにな
つてゐるかわかりませんが、私ども
ほうとしては復金の承継につきまして
も、引續當時の決算についても、一応
見て頂いておられます、それまでは別
に批難を受けておりませんから、検査
院のほうとしては決算の一部の内容で
ございまして、消却についてもお
済みになつてゐるというふうに解釈し
ております。

それからまだ全然手続的に済んでな
いといふのが二十六年度の三月の決算、
これは大藏省の銀行局の検査部の検査
を受けましたが、會計検査院のほうに
は只今全部資料を出してございまして、

これについて検査院のほうでお調べに
なつてその結果は國會の決算委員會
の他に御報告になると思ひますから、
このほうについては或いは手続的にも
未了のものがあることはあるかも知れ
ません。

それから木村さんの御質問の消却の
点でございまして、御質問の内容に二
点あるのではないかと申すのです。不
当な消却、つまり損に上げなくていい
ようなものを消却して行くんじやない
かといふことが一つ、もう一つは
損は止むを得ない、併しその貸出につ
いていろ／＼な問題がある、その責任
その他の問題があるのではないかと、こ
の二つがあるのではないかと思ふので
ございまして、その前のほうの消却
で、不当に幅広くやつてゐるんじやな
いかという御質問に対しては、これは
民間銀行の場合でも同じでございま
すが、消却を多くする、多くの消却を出
さなければならぬといふことは銀行の
経営者としてもこれは一つの恥辱で
ございまして、資産内容が悪いといふこ
とをはつきり出すのでございまして、
消却の幅を広くするといふことは
先ず／＼ないわけではございまして、私
どもがこの三月の消却を初めてしたわ
けでございまして、その際にも十分内
容を検討いたしまして、これは一応消
却せざるを得ないという限りのものだ
けをしてございまして、今の問題は別
に御心配になるような点はないので
はないか。第二の問題になりますと、問
題は又別になりますのでございませ
うが、これについては私も開發銀行の
経営を任されております以上、その結
果若しお調べになるようなことが出

て参りました場合は十分責任はとるつもりでございますからその点で御了承願いたいと思います。

○木村禎八郎君 会計検査院のほうでは、それを検査された場合は、これは国会に報告する義務があるわけですか。

○会計検査院事務総長(池田直君) 検査院といたしまして、その只今お話の通り消却関係が不当であると、こういうふうにご認めます場合は検査報告に掲げることがあります。まあ非常に軽微なことでありましたら掲げないこともあるかも知れませんが、これは国会に報告してやはり国会の御審議を待つべきだ、国民にも周知さすべきだというようなことは、すべて検査報告に明記いたすことにいたしております。ですから消却の関係で、これが措置が適当でないというように検査の結果認めます場合は検査報告に掲げます。

○木村禪八郎君 どうもこれは、どういふ事情かわかりませんから、一概にすぐに会計検査院を責めるのもどうかと思いますけれども、どうもこれは先ほど伺つた印象では怠慢ではないかと思うのです。九億幾らの消却について一億程度しか検査してないというのはですね。ですからこれは強くここでも望みたいのですが、これはいろいろと問題になりますので、特に今後には私は重点を置くんですが、これは是非やはり調査されて、それで問題が、なければ勿論いいんですけれども、それで厳正なやはり検査をされて、その結果を報告して頂きたいのです。それと同時に、もう一つは検査が間接検査になる点ですね。これは何かほかに方法が

ないかどうかですね。銀行当事者にこれを頼んでもこれはわかんはずであつて、もつと厳正な権威のある検査をする方法について何かあるかどうか伺つておきたいのです。

○会計検査院事務総長(池田直君) 只今会計検査院の検査の進行状況につきまして、今木村さんからの御忠告御尤もに存ずる次第でございます、会計検査院といたしまして、アツプ・ツリー・デイトに検査を進めるつもりではいたしておりますわけでございますが、人員その他の関係で、今の消却の關係、大体二十五年度までに消却済のものは勿論検査を済ましておるわけでございますが、二十七年三月に終ります会計検査、これは整理期間その他の關係が五月或いは七月になりまする關係でアツプ・ツリー・デイトにすぐ検査をいたしまして、只今御報告申上げるまでに至つていないのは甚だこれは

遺憾でありますが、事情はそういうような事情でありますので御了承願いたいと思います。大部分残っております部分は、現在検査中でもありませんので、検査は只今は終了いたしております。まあと、まあ御報告いたすよりほかには仕方がないわけでございます。まあ検査の実施につきましては消却の関係につきましても勿論厳正に検査いたしまするわけでございますが、その前段階におきまする融資の決定、それから管理、こうした面にまあ非常に注意をいたしておりますて、いやしくも消却にしなければいけないような金がないようにと、こういうふうに検査の方針といたしましては心がけておる次第でございます。ただ復興金融庫にいた

しましても、開兌銀行にいたしましては、金融機関としての性格そのものの問題から当局といたしましては十二分のまあ御注意はいたされましても、或る程度まあ止むを得ない滞りができる、経済事情その他の関係で滞りができる、こういうたものにつつましては、会計検査院といたしましても止む

置はいたしておる次第でございます。その点は一つ御了承願いたいと思ひます。なお只今御心配の融資先の検査、特に消却になりました関係の融資先の検査のことにつきましては、本来なら只今お話の通り検査いたして御納得の行くよちに報告をいたすべきではあります。が、只今の会計検査院の権限といたしましては、権限がありませんので、それを実施するというふうにお答えするわけには行きませんので、できるだけ運用面におきまして御納得の行くようなふうには心がけたいと思つております。

○木村禪八郎君　最後に要求したいのですが、復金時代昭和二十三年度にも非常に古いものですが消却しているのですが、そういうものは検査がおできになっておるんでしょう。それで復金は御承知のようにいろ／＼な問題が起つたのでありますが、資料として今日までにおける復金に対する会計検査院の検査状況、これを御提出願いたいと思うんです。今すぐじゃなくてもよろしいですからできる限り過去から今日までの検査の状況、これはもう復金は歴史的に問題を起したのですからそういう意味でできる限りアップ・ツリー・デイトの資料を出して頂きたいと思い

ます。

○会計検査院事務総長(池田直君) 復興金融金庫に關しまして会計検査院が検査いたしました結果の主なる事項につきましては、昭和二十二年度の検査報告から二十五年年度の検査報告までずつと掲げてございますから、それは後ほど検査報告を差上げます。

○木村禮八郎君 二十二年度……。

○会計検査院事務総長(池田直君) 二十二年度の検査報告から二十五年度の検査報告に亘りまして、重要事項については検査の結果を国会に御報告してありますのでそれを差上げます。

○小林政夫 先ほどの木村委員の御質問と同一なのですが、私も御尤もだと思うんですが、この三十九條を改正して、もういった消却等の事例が生ずる特定の場合については会計検査院が業務状況を検査ができるというふうにこの三十九條で改正をすればやれるが、そうすることにいつて何か他との振合上面白くない点があるかどうか、その点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○会計検査院事務総長(池田直君) 法律を改正いたしますれば当然その検査の権限があることになりますので、法律改正の關係は国会におきましていたされれば済むことでありますのですが、会計検査院といたしましては、いろいろな振合ひの關係から、今こちらからすぐに要望しなければいけないというような事態にまでは至つておりません。その点は、検査の徹底を期し得ないのではないかという御意見があるとは思いますが、例えばほかの点で申しますれば、租税の徴収なんかにつき

ましても、会計検査院といたしましては、税務署、国税局におきまして調査され、決定いたしました資料に基きまして、又会計検査院で積極的に集めました資料に基きまして、租税の徴収、賦課が適正であつたかどうかという点で検査をいたしております、本来ならば納税者の帳簿につきまして、

税務署と同じように納税者の帳簿につきまして検査いたさなければ、検査の徹底は期せられません。併し会計検査院は、納税者の帳簿等につきまして検査する権限は、現在與えられておりません。又国の会計で申しまするならば、工事でございます、工事の請負につきましては、必要があれば民法の規定により何々会社のどこ／＼官庁の注文いたした工事でございます、請負をした工事、この工事の会計につきまして、直接請負業者の帳簿につきまして検査できることになっておりますが、いろ／＼な物品とか、役務、こうした関係の場合は、会計検査院は現在業者の会計等につきまして直接検査する権限は與えられておりません。まあそういったろ／＼権限の問題と申しますか、それから会計検査院の職員その他の関係、こうした関係から、今すぐには権限を拡張することが適當であるかどうかということについて、相当慎重に考究を要しはしないかと、こう考えております。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案、その他の機構改革についての政府委員の御説明を願いたいと思います。

関係事項について、その内容の説明又はこれに関連する希望事項等について、政府側より説明を願います。

○小林政夫君 議事進行について……この開発銀行法はどうするのですか。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(森永貞一郎君) 今回の行政機構改革の一環といたしまして、大蔵省設置法の改正案並びにそれに伴う大蔵省関係法律の改正法律案が衆議院を通過いたしました。目下参議院の内閣委員会にかつております。大蔵省関係のあらゆる法律案を御審議頂いております当委員会に、一度その大綱を御説明申上げたいと思つておりました。が、只今その機会を與えられませんでしたと喜んでおります。

法律案を逐條的に申上げますと、非常に複雑いたしますので、極く簡単に大綱並びに問題点を御披露申上げたと思ひます。お手許に大蔵省の機構改正の概要という印刷物をお配りしておりますが、大体その順序に従ひまして概要を申上げたいと思ひます。御承知のように現在の「大蔵省」の機構は、本省といたしましては官房のほかには五局、主計、主税、理財、管財、銀行の五局を外局といたしまして、国稅庁、証券取引委員会、公認会計士管理委員会、造幣局、印刷局とございますが、今回の機構改革の第一点は外局を廃止いたすこととでございます。

五つの外局を全部廃止する。先ず国

稅庁でございますが、國稅庁は二十四年の六月に設置されて、今日まで三年を経過いたしておりますが、國稅の賦課徴収の執行面を精密に担当する外局として、当時インフレの進行途上にありまして、ややもすれば乱れがちな徴稅機構を建直す、そういう目的で外局として発足したわけであります。三年間の実績を顧みますと、経済の正常化といふことも他方にございまして、相當の実績を挙げ得たのであります。したが、徴稅秩序も相當回復して參りました。今回の行政機構改革では徴稅秩序が相當回復して參つたことも考へまして、又政府の方針といたしまして、外局はいわゆる審判的な機能を持つもの等を除いて原則として廃止するといふ方針に則りまして、従前通り徴稅事務を内局に吸収いたすことにいたしましたわけでありまして、國稅本庁の機構をおおむね半分に縮小いたしました。本省に徴稅局といふ内局を設けまして、そこで従来の國稅庁の事務を取扱はせることにいたしておるのであります。事務の範圍は一切國稅庁と同じでございますが、但し一点だけ違つておりますのは、直接の課稅權の発動、即ち調査であるとか、査察であるとか、そういうふうな事務は、これは徴稅局では行いません。本省では行いません。國稅局以下の地方出先機関にやらせるということにいたしておるのであります。二十四年六月以前の狀態に返すといふこととでございます。なお徴稅局には事務の分量等も考えまして、二人の次長を置くことにいたしておるのであります。

次は証券取引委員会でございますが、証券取引法に基く行政事務を行はせましたために、二十三年四月に設けられた委員組織の合議制の行政機関でございます。こういう行政委員会につきましても、今回の行政機構改革に當りましては、審判的機能を持つたものそれ以外は原則として廃止する。そして本来の行政機構の姿に戻して、機構を簡素化し責任の所在を明確にするといふ、こういう方針に則りまして、この委員会を廃止いたしまして、極めて簡素なる形で本省の理財局に吸収するといふことにいたしておるのであります。

公認会計士管理委員会につきましても事情は同じでございます。本委員会は二十五年の四月に設けられまして、公認会計士法に基く公認会計士試験の管理、登録、監督等の事務をいたしておりましたが、これ又一般的な方針に則りまして、極めて簡素な形で理財局に吸収いたすことになつたのであります。

残りしました外局といたしましては造幣局と印刷局でございますが、これは御承知のように、貨幣の製造、或いは紙幣の印刷、官報、その他の政府印刷物の印刷といったような事業官庁でございます。従来といへば一般の外局を以て律するにや困難な点もあつたのでございますが、今回の行政機構改革に際しましては、こういう特殊な事業体でもございするし、これを外局から外しまして、大蔵省の附屬機関といふことにいたしておるのであります。名稱もそれ／＼造幣局、印刷局といふことにいたしまして、本省の中に附屬機関として置くことにいたしましたのであります。

以上を通り、現在でございます外局はすべてこれを廃止いたしております。が、機構改革の第一点でございます。

第二点は、官房及び局中の部制の廃止でございます。現在の大蔵省にございます部といたしましては、官房の調査部は、財政経済に関する諸調査及び統計の作成等の事務に従事いたしておりますが、その調査部、それから主税局の中にございする税關部、税關關係の仕事をまとめていたしてあります。が、その税關部、それから銀行局にございする金融機關の検査事務を担当しております検査部、この三部がございしておりますが、今回の機構改革に際しましては、この三部を廃止するといふ方針でございます。これはすべて廃止いたしまして、その代りとして多少の調整等があるかと思ひますが、事務の分量等に鑑みまして、税關部を持つておりました主税局には、税關部の廃止後は次長を一人置く。銀行局にも検査部の廃止後は次長を一人置く。以上が部制の廃止といふ第二点でございます。

第三点は、外に亘る点も含んでありますが、内局といたしまして新たに為替局を設けようといふ点でございます。現在為替政策は大蔵省が担当いたしておりますが、理財局でその事務を分担いたしておるのでございますが、理財局の扱つております為替關係の仕事と、現在總理府にございする總理府の外局である外國為替管理委員会及び經濟安定本部の外局である外資委員会、いずれも合議制の行政機関でございますが、それを廃止いたしまして、その事務を本来の大蔵省の仕事とを合せまして為替局を作るといふことにいたしておるのであります。外國為替管理委員会は外貨資金の集中、管理、對外取引の決済條件の決定といふような、そういうふうな仕事をいたして、そのうち一つは、沿革的に申しますと、初めこれができたのは、司令部の指令に基いてできたのでございます。その当時、外貨資金の管理といふような大蔵省乃至は中央銀行が所管するものが例であるところの事務を新たになつたといふ委員会にやらせるのはいかゞかといふことにつきます。いろいろ問題があつたのであります。が、當時の事情といたしましては、戦前の旧債務の關係で、大蔵省とか、或いは日銀が持つといふことになりました。いわゆるアツタツチメントの問題を起す虞れもある。又當時は司令部が實質的に外貨資金の管理をいたしておりました。その司令部と表裏一体の機構として管理せしめる必要がある、そういうふうな事情がございまして、結局外國為替管理委員会というふうな總理府にございする行政委員会が設けられたのであります。その後只今申上げましたような事情は、講和に伴ひまして全面解除いたしておりますし、又通貨価値の対内、對外に對する維持、こういうふうな政府の財政經濟政策の基幹であるところの政策に非常に緊密不可分の關係にある外貨資金の管理を、政府と半ば獨立した機關に委ねるといふことにつきます。行政法上もいろいろ問題があるところでございますし、又責任の所在が明確でなく、機構も、

非常に龐大な機能を擁してございまして、簡素化の趣旨からこれを廃止いたしまして、本来の行政機構の姿に戻す、そういうことから、外国為替管理委員会も、他の幾多の行政委員会と同様に廃止せられることになりまして、財政金融政策、通貨政策について責任を持つております大蔵大臣の下にそれが委ねられる、そして大蔵省が従来やつておりましたものを一緒に為替局をして処理せしめる、そういうようなことに相成つた次第でございまして。

外資委員会につきましても、大体同じような経過でございまして、外資委員会が現在やつております仕事は、外国人の投資活動、日本の企業に対する貸付金であるとか、或いは技術援助であるとか、或いは日本の会社の株式の取得、土地の取得、そういったような個別的な案件をここで処理しているわけでありまして、今回の機構改革に際しましては、経済安定本部はそういった現実的な仕事に携わらない基本的な政策、計画の面を担当する役所にするという根本方針に従いまして、個別的な案件である、只今申上げましたような問題は、各省の所管に従いまして、各省に分散するということになつたわけでございます。大蔵省がこれに一番関係が深いわけでありまして、大蔵省のはかに産業の種類別に通産省、農林省、運輸省等が共管をいたすというようないふことになりまして、この事務を為替局の中で取扱うということになつてゐるのであります。なお為替局の事務といたしましては、もう一つ外国為替予算案の準備という仕事がございます。現在は外国為替予算は、関係審議

会、その下に幹事会もございまして、各省が集まつて審議しているわけでございますが、決定されております。その準備は経済安定本部の貿易局でいたしておりますが、外国為替予算の編成準備という仕事も、どちらかと申しますと現業でありまして、貿易政策乃至は貿易計画、これは総合的な基本的なものでございまして、それに従つてその一番下の為替管理の実際の事務の基準たる予算案を作るといふ事務でございまして、新設の経済審議庁の性格を基本的な政策、計画に専念させるという観点から、こういった為替管理の業務に近い外国為替予算案の準備につきましまして、これを各省に分担させるということになりまして、貿易に關する部面は通産省、貿易外の部面は大蔵省、それを大蔵省が便宜取りまとめまして、関係審議会に提出する、さういふことに相成りました。その外国為替予算案の準備に關する事務もこの新設の為替局で取扱うということになつてゐるような次第でございまして。以上が第三点でございまして。

第四点は、審議会の問題でございまして、以上、只今申上げましたように、行政委員会が廃止されまして、機構を簡素化して吸収されるということでございますが、そのことから、その中には若干専門的な知識を活用しなければならぬ問題も相當あるわけでありまして、かた／＼行政委員会から一般行政機關への移り変りを円滑にする意味も持ちまして、証券取引審議会、公認會計士審査会、それから外国為替審議会、外資審議会、そういった審議会、それからもう一つ企業會計審議会、これは今までの説明に出ておりませんでしたが、経済安定本部に從來はございまして、安定本部の財政金融局で企業會計基準の設定、統一、その他の事務をいたしておりましたが、これも新らしい経済審議庁の性格から考えまして、各省に委ねたほうが適當であるということから、大蔵省が引受けすることになりまして、そのために企業會計審議会を設けられたことになつております。

以上申し上げたのでありますが、以上四点が今回の大蔵省の機構改正の骨子でございまして。地方機構の問題は只今全然触れなかつたのでございまして、国税局以下の機構が、從來は国税庁という外局の出先機関でございまして、今度それが直接本省の出先機関になるという当然の改正が行われます。若干の規定の整理等はございしますが、大体において現状を維持することになるでございまして。

以上非常に簡単にございしますが、一通り要点を申上げました。

○委員長(平沼彌太郎君) 何か質問がございましたら……。

○木村禮八郎君 この質問は、一つの取扱です。内閣との合同委員会の問題もあるのですが、その点を請つて頂いたらどうですか。一応今日は説明をここで聞いて……。

○大矢半次郎君 日本電信電話公社法案について当委員会も連合審査を要求することになつておるのであります。が、あれは最初政府の提案に対して衆議院で修正して来ておるようでありまして、政府提案の趣旨、それから衆議院の修正した理由ですね。それを大蔵省の立場ではどういふふうにお考えになつてゐるか伺いたい。

○政府委員(河野一之君) 今回の行政機構の改革に伴ひまして電気通信省を廃止いたしました。日本電信電話公社法を制定いたしました。つまり現在の電信電話の行政機構を公社に切替えることにいたしました次第であります。この公社にする理由にはいろいろございまして、この公社にするにつぎまして、日本国有鉄道或いは専売公社その他と大体似たような恰好になつておるのであります。ただ從來の公社に対しては相当緩和いたしましたのであります。ただ一点予算の調整権、つまり電信電話公社の予算につきましては、大蔵大臣がこれを調整いたして、閣議において決定をいたして大蔵大臣が内閣を通じて国会に提出する、こういう仕組みに原案としては考へております。且つ又電信電話公社の予算は国鉄専売その他輸出銀行、開発銀行、国民公庫、住宅公庫、こういった政府機関すべてを通じて原則であります。大蔵大臣が調整すると共に、政府機関の予算というところ、一般會計、特別會計の予算と共に国会に提出する。決算も又一般會計、特別會計の決算としてこれを国会に提出する、こういう仕組みにいたしておつたのであります。が、衆議院におきましては、この建前を相当削られまして、つまり電信電話公社の予算につきましてはほかの公社の予算とは違つて郵政大臣が調整権を持つ。つまり郵政大臣が予算案を作つて、大蔵大臣は勿論こ

れの協議にあずかるのであります。が、郵政大臣が作成をして閣議の決定を経て国会に提出する。その国会に提出する場合におきましても、国有鉄道法、専売公社法及び公庫、公庫の予算決算に關する法律によりまして、すべて国の予算と共に国会に提出しなければならぬという、その「国の予算」ともに」という規定を削除されたのであります。この削除された結果は、政府関係機関の予算と必ずしも一緒でなくともよろしい。これを提出する場合におきまして国の予算と共というところになります。予算委員会に提出するものが筋合でありまして、必ずしもそれは法律上強制せられてゐるのではないのであります。例えて申しますれば電気通信委員会に提出することも可能であるわけでありまして。勿論これは国会自体で以て意思決定せられる問題であります。一応法律上はさういふふうな点が疑問として残つてゐる次第であります。予算委員会に提出して国の予算と共に政府関係機関予算として提出することの意味は予算に対する憲法上の効力と申します。法律上の効力を国の予算と同じように扱う、つまり先に衆議院に提出しなければならぬとか、或いは一月の間に議決が行われなかつたときにはどうであるとか、さういふたような予算に關する法律上の効力をこの公社の予算に持たせる、こういう意味であつたわけでありまして、衆議院における修正におきましてはその点必ずしもはつきりいたしておりません。勿論予算委員会において提出せられることは可能であり、又予算委員会に提出せられる意向のように承

関が強化されると、従来の国税庁の総人員はこれは減らない、ただその配置が変わる。かように御了承を頂きたいと思ふのであります。それから第二点の調査査察部を置かない所もあつてもいいような規定がございまして、その点の御質問でございましたが、これは現在国税局が十一局ございますが、各地各局によりまして実情は相当異なつておりまして、調査査察部に非常に重点を置かなければならぬ所もございまして、或いは直税部と一緒に処理してもいいというような所もございまして、その各局の実情に即応いたしまして基本的に配置を考える、所によつては調査査察部を置かなくてもいいのではなからうか、そういう重点的な配置を可能ならしめるために、そういう規定を入れておるわけでございまして、具体的にはまだ決定をいたしておりません。

それから税務署の問題でございまして、税務署を整理するということには現在では考えておりません。支署を置き得るという規定もございまして、これは税務署との距離が非常に遠くて納税者に非常な不便をかけておるといふような場合であるとか、或いはずつと將來に参りまして、税務署の重点的配置というような問題も起らないことはいかにも知れませんが、そういう場合に納税者の便宜を考えて支署を残して置くことが必要であるという場合もあるうかと思ひまして、これ又納税者の便宜を考慮いたしまして、かた／＼税務署の重点的配置を将来行います場合のことも考えまして支署という制度を置き得ることをお願いをしておる、そんなような趣旨でございまして。

それから行政委員会が審議会に変わつて、人員が減らないではないかという御質問かと思つてございしますが、行政委員会の委員は、これはいずれも専任の職員でございまして、而もまあ大巨級の人物がずらりと並んでゐるわけでございますが、審議会になりますと、これは専門的な知識を活用するために諮問機関として置かれて、会合もその頻繁に行われるわけじやございせん。従いまして常勤職員では勿論ございせんし、普通の公務員ではない一般の学識経験者を委員になつて頂きまして、必要に応じて随時開いてお願いしたい、そういう趣旨のものでございまして、公務員の数といたしましてはおえらうがたのところは相当減るといふ結果になると思ひます。一通りのことを申し上げました。

○田村文吉君 どうでしょう。進行上から言つたらこの大蔵委員会で大体一つの権威のある若し修正があるならば作つて、そうしてそれを内閣委員会のほうに強く申入れをして、それを通してもう一つというくらい意味で、こゝで一つ一日ぐらひはかつかつてもやられたらどうか、こう思ふのですが、どうですか。

○委員長(平沼騷太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(平沼騷太郎君) 速記を始め下さい。

○小林政夫君 議事の今の運営の方法ですが、先ほど木村さんから言われた問題がまだ残つてゐるのですが、一体この設置法の問題については連合委員会の申入れをしたわけですね。したんですが、向うもいろいろ忙しいといつておるようですが、この委員会でも十分練つて結論を出して、修正すべき点があればそれを申出るといふようなふうになされるおつもりか、連合委員会といふゆる質疑応答といふことをやるのか、この委員会を中心にしてやつて行くのか、それをきめておいて頂きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤三郎君) 先般の講和発効に際しまして、恩赦法による一般的な恩赦が行われました。そのうちの一部といたしまして、所得税法、法人税法その他の直接税だけでござい

○下條恭兵君 私は資料を要求しましたが、大体説明を聞いて資料だけ用意して行つて、連合委員会に行つて質疑をするものという理解の下に今資料を要求したのですが……

○小林政夫君 体刑という点だけが大赦になつて、実刑問題としては延滞の、あれですか、金利負担ですか、そういうようなものは全然免除になつてないというのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 私ども、政府委員からお話のありましたように、大赦とか恩赦とか申しますのは、刑罰法規の適用に関する事柄だけでございまして、納税義務及び民事罰と称して

○政府委員(齋藤三郎君) 金額で一番大きいのは三妻化の事件でございまして、これは結局四億九千万円の本税をすでに払つたほかに加算税と追徴税が三億円、これが昭和二十四年の十一月に完納に相成つております。更にこれが刑罰に問われて裁判が審議中であつた。これが一番大きな大赦になつた例でございまして。

○大野幸一君 そういう対象になつた会社の、一億円以上のものは幾つくらいありますか。

○政府委員(齋藤三郎君) 私どもの、これは多分間違いないだろうと存じます。調査いたしましたところでは、一億円以上のものはその例と、もう一つ大洋漁業株式会社が一億八千幾

方につきまして、終戦後従来未だなかつたような申告によつてやる。而もその申告に誤りがあれば、故意があれば処罰をする、こういう従来の慣習に反したいたし方をいたしました。而も取締り相当にいたしました。相当の事件がございまして、これらのものは刑罰は受けまするほかに、延滞によるところの利子税、それから追徴加算税、重加算税、こういふたようなものを科せらる。實際上の結果にもなる。そういう関係で、殊に昭和二十四年後の分につきましては、いわゆるシャープ勧告によつては、税率等についても相当緩和されております。さういふ関係を考慮いたしまして、さういふ大赦に相成つたのであります。但しこの大赦による免すの赦免には、国家の刑罰権に関する点だけでございまして、この税法による課税の権利義務には何ら影響はないのでございまして、従いまして大赦になりましても、延滞をしておれば利子税も払わなければならぬし、申告と更生決定との差額があれば加算税も払わなければならぬ。場合によつては重加算税も払わなければならぬ。こういうことに相成つておる次第であります。

○小林政夫君 体刑という点だけが大赦になつて、実刑問題としては延滞の、あれですか、金利負担ですか、そういうようなものは全然免除になつてないというのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 恩赦で赦免をいたしますのは国家の持つておりまする犯罪に対する処罰の権利だけで

○政府委員(齋藤三郎君) 私どもの、これは多分間違いないだろうと存じます。調査いたしましたところでは、一億円以上のものはその例と、もう一つ大洋漁業株式会社が一億八千幾

らと、これも税金の、本税のほかに加算税と追徴税が完納に相成つておる。こういう例でございまして。ほかには一億円以上のものはございせん。今の場合、個人で破産なんかしてしまつたような場合はどんな取扱になつておるのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 恩赦全般についてさういふことは何ら影響はない。例えは大赦になつたけれども、すでにその罪の執行は、懲役の場合は執行を完全に行なつたというふうな場合には、別に大赦になつたからといつて国家は刑事補償はいたしません。過去のことに及ばない。大赦令が出てその以後の言渡しが効力を失う。こういうふうな恩赦法に規定されておりました。過去の既成の事実というところは少し影響はございせん。それと、過去に遡つてはしない。それと、以後をいうことはそういう刑罰の言渡しを受けたことが言渡しが効力を失う、こういう規定になつております。

○油井賢太郎君 これは主務局長にお伺ひしたいのですが、相当破産まで行つて、つまり税金取立のために、体刑とは思ふのです。そういうのはまあ今回の大赦とか恩赦とかいふ関係で何か影響はあるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今齋藤政府委員からお話のありましたように、大赦とか恩赦とか申しますのは、刑罰法規の適用に関する事柄だけでございまして、納税義務及び民事罰と称して

おりますが、一種の加算税、追徴税、
こういう本来の刑罰でないものには実
は影響はない。このほうは全部すでに
御審議を煩わしまして、通過いたして
おります。国税徴収法のいろ／＼な棚
上げの制度とか、或いは執行の停止だ
とか、すでに実行に移しておりますが、
ああいう制度をできるだけ円滑にや
りまして、徴税の目的を著しく反しな
い限りにおきまして妥当なる措置を講
じておる、こういうことになっておる
わけでございます。恩赦令の関係で
どうという問題は比較的少からう。併
しまあ罰金に処せられまして、その結
果止むを得ざる事態になっておる場合
がこれはなきにしもあらずと思いま
す。そのほうは今齋藤さんのお話のよ
うに、過去のものを蒸し返してどうす
るというわけには参りませんので、過
去の事実が事実として、将来に向
つてだけ刑罰の効力がなくなる、こ
ういうことで処理するよりはかたないの
ではなからうかと、かように考えてお
ります。

○木村八郎君 これは小林君がこ
ういう質問をされたのは、今度の税法関
係の大赦について、違反の大赦につ
いて新聞にも随分出ました。一般には非
常に心理的に悪い感じを持つておるの
です。これはやはり結局脱税した人が
何か結局うまいことをやつたような
全体として投獄なんかを見ますと、そ
うですよ。その正確さを欠いておる点
が今のお話でもあつたと思うのであり
ますが、併しそういう点は今後の納税
上相当な問題はあつたのじやないか
と思つておる。正確に知らされていな
いとするならば……。それからやはり

そういう今のお話を聞くと、三菱化成
とか大洋漁業ですか、非常に大きいと
ころがそういう大赦の対象になつたの
ですが、主税局長としてどうお考えで
すか。一般的には非常に悪い感じをや
はり興えたと思つておる。これは輿論
に現れたところですよ。

○政府委員(平田敬一郎君) 今御懸念
のように、新聞で一時税金までも負け
てしまふのだといううなことが一時
誤まり伝えられまして、これはどうも
少し正しくないというので、私もどうも
若干修正の点につきましていろ／＼注
文したことがございまして、修正する
際には余りどうも大きい記事として載
らないといううな点もありまして、
誤解を受けておる点がまだ相当残つて
おるのではないかと。この点は直接どう
も私も恩赦のほうの所管は大蔵省で
ございまして、できれば法務府あ
たりで同時にそういうことをはつきり
して頂ければ、なお更はずきりしてよ
かつたのじやないかと思つておるが、
なお今後におきまして、そういう点
につきましてはよく処置方を、更に適
当な方法を図りまして誤解のないよう
にいたしたい。今問題になりました大
きな分はどうかと。今、会社が税金
金は大体無理をしまして納めておるの
が多い。それを返すわけではないので
ございまして、ところが一部でもそれ
返すかのごとく伝えられておる。大き
な件はまだ罰金刑も確定いたしてお
りません。それから有罪の確定もいたし
ていないのでありまして、いずれも繁
属中である。今御指摘の大洋漁業のこ
とときは一番では無罪の判決が言渡され
まして、控訴中であつた。そういう事

情でありまして、まあその辺がどうも
少し新聞の記事の調子が必ずしも輿論
に與える影響がよくないような方向に
向いていたかとも考えられるのであり
まして、そういう点、今後におきまし
てはなお適當な機会がありますれば、
私もどうも適当な方策をと
つて見たいと思つておる。それから大き
いのが話題に上りやすいのでございま
すが、ケースがたゞさんあります。恩
赦令の関係では結局古いものを、基
準を二十四年前、これは一種の経済的
にも非常に混乱期であり、徴税の上に
おきまして、率直に申し上げて、イ
ンフレを防止するために我が国がいろ
いろな措置をとらざるを得なかつた、
税の負担につきましていろいろ御議
論があつた時代、こういう時代におき
ましては、これはいい、あれはいかん
という物差をきめまして、特赦にかけ
るといふのは、なか／＼これはやはり
むずかしいのではなからうか。むしろ
二十四年前以前というのは大きいのも小
さいのも一括いたしまして、刑罰の効
力だけはなくなるようにしたほうがい
いのじやないか、こういうことできま
つたようでございますが、まあ私も
その点につきましては、そういう考え
方も確かにございまして、直接関
與したわけではございませんが、それ
も一つの行き方ではないかと思つてお
る。併し二十五年以後の分につきましては
そういうこともいたさない。それから査
察等につきましては勿論今後におきま
しては、悪質のものにつきましてはや
はりよく調査いたしまして、摘発を続
けて行く、そういう考え方でございま
すので、そういう点はどうも全体とし

ましてややよくない反響を興えたよう
でございまして、なお適當な方法をと
りまして、正しき方向に向うように努
めたいと思つておるのであります。

○大野幸一君 それに関連して三菱化
成は何年度ののものになつております
か。

○政府委員(齋藤三郎君) 三菱化成に
おきましては二十一年の八月から二十
四年の一月末ということに相成つてお
ります。

なお只今お話の、この新聞紙等に随
分その点をばつきりさせるべきものを
実は私も恩赦の性質を考えまして、
この案を非常に厳密にいたしておつた
のでございまして、如何なる手違
い、それが五日ほど前に漏れまして、
それによつていろいろ批判がなされま
して、その当時私もどうもいたしまして
は新聞紙上にまだ発表するやうな機会
でなかつたわけではございまして、そ
の後正式に公布前に発表いたしましたの
でございまして、その発表のときにはそ
の点に触れたのでございまして、一遍
スクープされた関係で、つまりそうい
う点が十分でなかつたという点もあつ
たのでございまして。

後に脱税を行なつておつたというよう
なことにもなるので疑問なんです、
長い間あなたの方から告発したまま
になつて、検察庁のほうでよう起訴し
なかつた。長年の間大臣が交替しても
よう告発しなかつたという事実があ
る。この点は告発してからどのくらい
で起訴されたものか。

○政府委員(齋藤三郎君) 検察庁の事
務の所管が検察局でいたしておりまし
て、私どものほうではその事実を全然
知らないでございまして。

○小林政夫君 いま一度念のためにお
尋ねしますが、二十四年以前のは直接
税だけですか。

○政府委員(齋藤三郎君) その通りで
ございまして、これを考えました理由
は先ほど申し上げましたように、従来こ
の税法で申告して税を納めるといふ制
度もなく、又従来の慣習としてそこに
多少のまあ駆引みいたしたものがある
た。それを止むを得ない事情で申告制
度をとつて、少く申告すればこれは処
罰をする。而もその間に第三者通報、
第三者が通報すれば御褒美をもらつと
いうやうな制度をとりまして従来慣
習に著しく反しておつた。こういう点
で、その点間接税にはそういうことは
ございせんので、この点を大赦にい
たしたのでございまして。さうなま
何と言いますか、取締としては無理
ではないかという点を考えまして大赦
にする、而も赦免するということにつ
いていろ／＼検討して、税金を納めて
實際の毒だという事件だけを特赦に
していいのじやないかというのをい
ろいろ考えましたが、この申告課税に
よつて違反は実際に表面化してない人

でも相当あるのじゃないか。これらの人を大赦にいたしますと、全部が現在問題になつていない、検察庁にもわかつていない、併し今後如何なる機会に見付かるかも知れん、又第三者からの通報によつて処罰されるかも知れない、こういうような多数の人もこの際一緒に水に流したほうがいいじゃないか、こういう観点で大赦というのを考えた次第でございます。

○溝淵春次君 この大赦になつた総件数は何件ありますか。二十四年以前の直接税……

○政府委員(齋藤三郎君) ちよつとわかりかねますが……

○溝淵春次君 それならさつきの大きな例がありました、金額の少ないものはおよそどのくらいですか。はつきりしていませんか。

○政府委員(齋藤三郎君) ちよつとまだ……

○大矢半次郎君 主税局長に伺います、大洋漁業は現に訴訟の継続中で罰金が確定していないというお話でありましたが、課税標準の算定は確定しているわけなんですか。それも同時に確定されるというわけですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 民事事件のほうには恩赦令のほうは影響は全然これは及ぼさない。課税標準の計算に關する訴訟はどうなつておりますか、今記憶いたしておりますが、それらはこれと關係なく別に又それ／＼進められるということに相成るかと思ひます。

○小林政夫君 私は利害關係は全然ありませんから本当に純粋な気持ちで聞いているのでありますが、今の直接税に關してはそういう大赦をする、それで

あると間接税關係、物品税或いは酒税等についてもやはり納めるべきものを納めないというふうなものであれば罰金或いはその他の刑法上の処罰についてはそれは過少申告だというふうなことはあるけれども、やはり同様の意味で間接税においても処罰を受けている者はあるのだ、これをなぜ一律に扱わないのか、多少不公平じゃないかという気がするのであります。

○政府委員(齋藤三郎君) 或いはそういう御意見も成立つかと存じますが、我々といましてはやはり従来の税法の税のかけ方を変え、而もそれに今までのない刑罰を以て臨んで来た。その点現在から考えますればこれを改めてどういつたことの過去の事実をなくするといふことがいいのじゃないか。

○政府委員(齋藤三郎君) 或いはこれは考えなくてもいいのじゃないか。中に気の毒な事案もあればこれは特赦という措置もあるし、一律的にこれを赦免するといふことの範疇からは除いたほうがいいのじゃないかと、かように考える次第であります。

○小林政夫君 そう言ふと、そういう特赦は随時発するつもりでありますか、具体的にケースがあれば……

○政府委員(齋藤三郎君) 特赦につきましては別に罪の種類を定めておりませんので、個々の事案々々によりましてこれを審議して、それ／＼の手続はございますが、さういふ途を開いて、そうしてこの大赦に漏れた者で気の毒な者はそれで救済して行くといふことを考へてゐる次第であります。

○小林政夫君 酒税法違反について相当刑罰を受ける対象になつてゐるのがあるのじゃないかという気がするので

あります、主税局長どうですか。

○政府委員(平田敏一郎君) その点に關しまして、この決定は法務府で御決定願つたので私どものほうでどういふことはありませんが、間接税と直接税は大分違つてゐることは御承知の通りであります、間接税につきましてはもう戦前、戦時、つまりずっと前から罰金刑或いは体刑等もございまして、それでこの違反に対しては相當な通告処分等も実行に移しては相す。これはひとりで戦後だけではなく戦前からやつております。それから通告処分も履行しなかつた場合におきましては告発いたしました罰金刑等に処しては従来考へ方からいたしますと、間接税のほうはお客さんから振込して取つて納めるもの、或いは振込して納められるものを納めない、或いは振込して納められるもので、日本の従来の税法は間接税の処罰は非常にきつてきていたわけでありまして、この点は、そして又納税者のほうも大体相当長い年月の経験によりまして大体さういふ嗜好で來てゐる。ただ所得税、法人税は戦後に申告納税に切替へまして罰金又は体刑をつけた。御承知の通り戦時中から前は罰金刑だけではあつたのでございまして、實際上実行した例は殆んどない。役所が調べまして査定して、更にそれを納めてもらう。こういう建前だつたのですが、それを戦後に切替へまして、申告して納めてもらう。従つて不正申告には一定の制裁を加えるといふことになつたのでございしますが、その点がやはりさつき申しましたいふ／＼な事情とも加わりまして、実行の初期におきましては、やは

り相當一般的に無理な点があつたのではないかと、そういう点を考へまして、それらは恩赦令に一般的にかかて、その他の分と差を付けるというのでも私は相當な理由があると考えた次第でございます。

○田村文吉君 そういふことはあり得ないことだらうと思ひますのですが、相當なんですか、中小企業の人罰金に相當な罰金なんかよりは多かつたといふことの例は曾つてないのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 間接税につきましては実は相當であるのであります。これは御承知のごとく大体脱税した税額の五倍、これはもう昔からずっとさうなつてゐるのでございしますが、そういう相當厳しい罰金刑に課税上はなつておるのであります。従いまして事情はよく調べて、いろいろぬかつておるものの中にも、はつきり故意によりましてぬかつてゐるというものをよく厳選いたしまして、通告処分をするといふふうなことにいたしてありますので、常にさうだとは言わんと思ひますが、これはやはりお話の通り書き出した税額よりも遙かに多いといふ場合があつたといふことは、間接税につきましてはあつたと思ひます。

○田村文吉君 所得税、法人税はどうなんですか、そういうことはないので

○政府委員(平田敏一郎君) 所得税、法人税のほうは余りさういふものはないのではないかと存じておるのであります、今具体ケースにつきまして調べておりませんが、どつちかと申しますと所得税、法人税は定額刑でありまして、税額の何倍というのを払える

ものは少なかつたのではないかと、むしろ戦後におきましては輕いほうではございますが、或る程度体刑をくつつけ行くといふような方向に、刑事訴追の方針が向いて行つたように記憶いたしてあります。

○田村文吉君 伺ひましたのは罰金刑が免除になれば、追徴税もかかつておるのだし、その上罰金刑が免除になつた、あの男は得をしたといふようなことを言われたような事例が起つてゐなかつたかといふことを、さういふことを伺ひたかつたのですから、聞いておるのであります。さういふことはありませんね。

○政府委員(平田敏一郎君) 特に問題になりまふような大きなほうの分は、まだいづれもこの訴訟に關聯中のものが多いので、相當多額な罰金刑をすでに納めて、それを返してもらったといふことは、恐らくその例が殆んどないの

じやないかと思つておりますけれども、正確なところは調べた上でなければお答えいたしかねます。

○田村文吉君 大きな会社の問題よりは中小企業でえらい罰金を取られたといふことで、その人たちの処罰が、罰金を返すとか何とかというふうなことが世間に誤解されて、さうして税は免除になるというふうな誤解されてゐるようなことはありはせんか。さういふ点でも伺ひたいのであります。

○政府委員(齋藤三郎君) 罰金を納付した者については返すといふことはございせん。従いまして罰金を納めて、大赦になつて返してもらつて非常に儲けたといふ事例は全然ございせん。

○小林政夫君 私が特に本日さういふ

ものは少なかつたのではないかと、むしろ戦後におきましては輕いほうではございますが、或る程度体刑をくつつけ行くといふような方向に、刑事訴追の方針が向いて行つたように記憶いたしてあります。

質問をしたいのは、先ほど木村さんの言われたような趣旨でありまして、特に同会派の緑風会の法務委員から、そういう木村さんの言われたような趣旨の誤解が世間にあるから、一応大蔵委員会で質しておけという要求があつたのでお尋ねしたいわけであります。是非そういう誤解を一番するように願いたいのであります。特に先ほど承わつて、直接税だけはそういうふうになつたが、間接税の關係は、これは特赦で行くのだということになると、私の危惧するのは、間接税關係においては、三菱化成であるとか、大洋漁業であるとかという大きな大企業があるために、非常にいろいろ理窟は言われるが、理由は言われておるのですが、そういう声が反映して大赦になる。それで間接税關係においてはそう大規模なものはないというようなことで、声なき声が聞かれておらないのであります。私は利害關係はありませんから、具体的なケースを擧げて、これを許してもらいたいという意味でお尋ねしておるのではない。そういうような間接税關係においても、幸い特赦になるというのであれば、公平を失しないように運用をして頂きたい。特に要望をしておきます。

○木村福八郎君 今までの御説明を聞いて、一応或る程度までこういうことが明らかになれば、誤解は解けると思ふのですけれども、併し全部それで割切れるかというと、割切れないものが相当あると思う。私はこの主税局のほうとよく連絡をとつて、こういう形の対策というものが、今後の納税上どういう影響を受けるかということ、十分検討するべきだと思うのです。それ

で、先ほどのお話では、この申告納税制度なんか、これは従来の慣習に反するといふので、むしろいい制度でないかのごとき印象を与えるのですが、あなたの御説明では、本来ならそれを主税局のほうではもつとこれを合理的に徹底して行こうというので努力をしておる、それに違反した者を大赦にして行くといふと、何か申告納税に逆行して行つたほうが、前のほうがいいという感じを与えるのです。このような点について、何ら連絡がとれてなくて、全部大赦にするという点も私は問題があつたと思う。やはり具体的に事情をよく調べて、特赦的なものにすべきだと私は思うのです。大野さんがさつき言われたように、三菱化成の問題でもいろんな裁判上の手加減があるといふような印象を与える。まだこれが誤解が解けてないのです。今のお話では三割か四割ぐらい程度回収されたのです。まだ十分誤解が解けてないのです。これは非常に納税上よくはないと思うのです。十分もつと国税局のほうと、租税政策の方途を、よくその点について検討すべきだと思うのです。ただそれだけの意見を私は付しておきます。

○政府委員(齋藤三郎君) いろいろ御質疑の点は十分承りまして、今後十分そういうふうな、落度がないようにいたしたいと思ひます。(名答井)と呼ぶ者あり)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和二十七年八月七日印刷

昭和二十七年八月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局